

特定非営利活動法人ユニサカ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人ユニサカと称する。ただし、英文表記は UNISOCC とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、広く一般市民を対象に、スポーツを通じて夢、希望、そして心の豊かさを届けることを目的とする。また、大学スポーツに関わる学生が主体となって活動することで、次世代社会の先駆者が育つ環境を提供することを目的とする。さらにその活動を通じて、大学スポーツの発展に寄与することを目指す。

(特定非営利法人の種類)

第4条 当法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 当法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 大学スポーツのプレー環境向上と競技力向上に関する事業
- (2) 大学スポーツに関するイベント事業
- (3) 学生アスリートを対象としたシェアハウス事業
- (4) 学生アスリートの人材育成事業
- (5) 部活動の運営サポート事業
- (6) スポーツ活動における人権擁護事業
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会し、議決権を有する個人又は団体

(2) ユニサカサポーター

当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動を賛助する個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 正当な理由なく会費を滞納し、催促を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第12条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を代表理事、1人以上4人以下を副代表理事、また必要に応じて1人を専務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事、副代表理事及び専務理事は、理事の互選によって定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、当法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、当法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐して、当法人の業務を統括する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)当法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 当法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各は正会員の表決権、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員の総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第14条第6項第5号の規定に基づいて招集するとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 当法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 当法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 当法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の一種とする。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 当法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 当法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により当法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により当法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 当法人の公告は、電子広告の方法により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページにおいて行う。また、解散時の公告、清算時の破産手続開始決定の公告は官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(附則)

1. この定款は、当法人の成立の日から施行する。
2. 当法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	渡邊 夏彦
副代表理事	林 草太郎
副代表理事	奥山 大
副代表理事	俣野 泰佑
専務理事	伊藤 凜聖
理事	目黒 雄大
理事	小林 賢生
理事	公文 翔
理事	西川 玄記
理事	中井 里衣子
監事	杉原 裕斗

3. 当法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、当法人成立の日から令和6年6月30日までとする。
4. 当法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、当法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。
5. 当法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. 当法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員（個人・団体）	入会金	0円	年会費	3,000円
(2)ユニサカサポーター（個人・団体）	入会金	0円	年会費	1口3,000円 (1口以上)

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人ユニサカ

1 確認事項

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	ワタナベナツヒコ	無	代表理事
		渡邊 夏彦		
2	理事	ハヤシソウタロウ	無	副代表理事
		林 草太郎		
3	理事	マタノタイスケ	無	副代表理事
		俣野 泰佑		
4	理事	オクヤママサル	無	副代表理事
		奥山 大		
5	理事	イトウリンセイ	無	専務理事
		伊藤 凜聖		
6	理事	メグロユウダイ	無	
		目黒 雄大		
7	理事	コバヤシケンセイ	無	
		小林 賢生		
8	理事	クモンショウ	無	
		公文 翔		
9	理事	ニシカワハルキ	無	
		西川 玄記		
10	理事	ナカイリエコ	無	
		中井 里衣子		
11	監事	スギハラヒロト	無	
		杉原 裕斗		

2023 年度事業計画書

特定非営利活動法人ユニサカ

1 事業実施の方針

大学スポーツ界のあらゆる課題を解決すべく、幅広く事業を展開していく。まずはスポーツ活動における人権擁護事業として「①学生スポーツにおける体罰やハラスメント問題撲滅、環境改善事業：Unisafe」を中心に活動する。

また大学スポーツのプレー環境向上と競技力向上を目的とした「②学生アスリート向けパーソナルフィットネス×学生トレーナー養成アカデミーユニジム（仮）」の運営、高校生を対象に適正な進路選択をサポートすることを目的とした「③大学サッカー情報誌大学サッカー雑誌ユニマガ」の発行などを行う。

そして「④学生アスリート向けシェアハウス」の運営や「⑤高校・大学サッカー部向けのホームページ制作代行業」を通して、学生アスリートや部活動が抱えている課題解決に取り組む。

さらに、学生アスリートを対象とした講演会「⑥ユニスポナイト」を開催し、学生アスリートの人材育成を目指す。「⑦エキシビジョンマッチ」事業では、サッカーの試合イベントを開催し、大学サッカーの認知向上、人気向上を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 8,249 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
スポーツ活動における人権擁護事業	①【学生スポーツにおける体罰やハラスメント問題撲滅、環境改善事業：Unisafe】 体罰、ハラスメント問題撲滅の為に情報発信やセミナーなどを開催する。	随時	オンライン	7人	学生アスリート、指導者	300人	230
大学スポーツのプレー環境向上と競技力向上に関する事業	②【学生アスリート向けパーソナルフィットネス×学生トレーナー養成アカデミー：ユニジム（仮）の運営】 高度で専門的な知識を要するフィットネストレーニングを、多くの学生アスリートが実施し、同時にプロのトレーナーから学生トレーナーが学ぶことができるアカデミーの運営を行う。	随時	オンライン	5人	学生アスリート	30人	720
	③【大学サッカー雑誌ユニマガ】 大学サッカー界には、強豪の高校サッカー部にも十分におりてこないという閉鎖性が課題としてある。そこで、大学でサッカーに関わりたいと考えている高校生に向けて、大学サッカーの今を発信し、より充実した進路選択を後押しする。	年一回(予定)	オンライン	6人	学生アスリート	30,000人	100

学生アスリートを対象としたシェアハウス事業	④【学生アスリート向けシェアハウス】 閉鎖的な体育会の外と接点を持つ場所としてのシェアハウスの運営を行う。	随時	都内中心	5人	学生アスリート	30人	3,524
部活動の運営サポート事業	⑤【高校・大学サッカー部向けのホームページ制作代行】 活動を社会に公開するためのツールであるホームページ制作の代行を行う。	随時	オンライン	3人	スタッフ	10人	125
学生アスリートの人材育成事業	⑥【ユニスポナイト】プロアスリートや体育会出身社会人の方を登壇者としてお迎えして、定めたテーマに対してパネルディスカッションを行う。 質問や懇親会の場も設けて、インタラクティブなイベントで行なっている。 コロナ禍では、zoomでのオンライン開催。	隔月	オンライン	3人	学生アスリート	300人	0
大学スポーツに関するイベント事業	⑦【エキシビジョンカップ】大学サッカーの知名度向上を目的とした、サッカーの試合イベントの開催を行う。試合開催と、そのプロモーション活動を通して大学サッカーの認知向上、人気向上を目指す。	年一回	都内	7人	学生アスリート、スタッフ	10,000人	3,550

(2) その他の事業：なし

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

2024 年度事業計画書

特定非営利活動法人ユニサカ

1 事業実施の方針

大学スポーツ界のあらゆる課題を解決すべく、幅広く事業を展開していく。まずはスポーツ活動における人権擁護事業として「①学生スポーツにおける体罰やハラスメント問題撲滅、環境改善事業：Unisafe」を中心に活動する。

また大学スポーツのプレー環境向上と競技力向上を目的とした「②学生アスリート向けパーソナルフィットネス×学生トレーナー養成アカデミーユニジム（仮）」の運営、高校生を対象に適正な進路選択をサポートすることを目的とした「③大学サッカー情報誌大学サッカー雑誌ユニマガ」の発行などを行う。

そして「④学生アスリート向けシェアハウス」の運営や「⑤高校・大学サッカー部向けのホームページ制作代行業」を通して、学生アスリートや部活動が抱えている課題解決に取り組む。

さらに、学生アスリートを対象とした講演会「⑥ユニスポナイト」を開催し、学生アスリートの人材育成を目指す。「⑦エキシビジョンマッチ」事業では、サッカーの試合イベントを開催し、大学サッカーの認知向上、人気向上を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 11,844 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
スポーツ活動における人権擁護事業	①【学生スポーツにおける体罰やハラスメント問題撲滅、環境改善事業：Unisafe】 体罰、ハラスメント問題撲滅の為に情報発信やセミナーなどを開催する。	随時	オンライン	7人	学生アスリート、指導者	300人	250
大学スポーツのプレー環境向上と競技力向上に関する事業	②【学生アスリート向けパーソナルフィットネス×学生トレーナー養成アカデミー：ユニジム（仮）の運営】 高度で専門的な知識を要するフィットネストレーニングを、多くの学生アスリートが実施し、同時にプロのトレーナーから学生トレーナーが学ぶことができるアカデミーの運営を行う。	随時	オンライン	5人	学生アスリート	30人	720
	③【大学サッカー雑誌ユニマガ】 大学サッカー界には、強豪の高校サッカー部にも十分におりてこないという閉鎖性が課題としてある。そこで、大学でサッカーに関わりたいと考えている高校生に向けて、大学サッカーの今を発信し、より充実した進路選択を後押しする。	年一回(予定)	オンライン	6人	学生アスリート	30,000人	100

学生アスリートを対象としたシェアハウス事業	④【学生アスリート向けシェアハウス】閉鎖的な体育会の外と接点を持つ場所としてのシェアハウスの運営を行う。	随時	都内中心	5人	学生アスリート	30人	7,049
部活動の運営サポート事業	⑤【高校・大学サッカー一部向けのホームページ制作代行】活動を社会に公開するためのツールであるホームページ制作の代行を行う。	随時	オンライン	3人	スタッフ	10人	175
学生アスリートの人材育成事業	⑥【ユニスポナイト】プロアスリートや体育会出身社会人の方を登壇者としてお迎えして、定めたテーマに対してパネルディスカッションを行う。質問や懇親会の場も設けて、インタラクティブなイベントで行なっている。コロナ禍では、zoomでのオンライン開催。	隔月	オンライン	3人	学生アスリート	300人	0
大学スポーツに関するイベント事業	⑦【エキシビジョンカップ】大学サッカーの知名度向上を目的とした、サッカーの試合イベントの開催を行う。試合開催と、そのプロモーション活動を通して大学サッカーの認知向上、人気向上を目指す。	年一回	都内	7人	学生アスリート、スタッフ	10,000人	3,550

(2) その他の事業：なし

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

2023 年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 ユニサカ

(単位: 円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		348,000
正会員受取会費	48,000	
賛助会員受取会費	300,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		8,170,000
大学スポーツのプレー環境向上と競技力向上に関する事業収益	1,080,000	
学生アスリートを対象としたシェアハウス事業収益	3,840,000	
部活動の運営サポート事業収益	250,000	
大学スポーツに関するイベント事業収益	3,000,000	
5 その他の収益		0
受取利息		
経常収益計		8,518,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		1,000,000
給料手当	1,000,000	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		7,249,500
会議費	50,000	
旅費交通費	30,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
制作費	512,500	
支払報酬	882,500	
地代家賃(シェアハウス)	3,524,500	
施設利用料	2,000,000	
広告宣伝費	250,000	
事業費計		8,249,500
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		434,000
消耗品費	0	
水道光熱費	0	
通信運搬費	144,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	50,000	
減価償却費	0	
支払報酬	240,000	
管理費計		434,000
経常費用計		8,683,500
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ...①		(165,500)
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	0
過年度損益修正益	0	0
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損		0
災害損失		0
過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ...②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ...③		(165,500)
法人税、住民税及び事業税 ...④		70,000
設立時正味財産額 ...⑤		
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		(235,500)

2024 年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 ユニサカ

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		420,000
正会員受取会費	60,000	
賛助会員受取会費	360,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		1,178,110,000
大学スポーツのプレー環境向上と競技力向上に関する事業収益	1,080,000,000	
学生アスリートを対象としたシェアハウス事業収益	92,160,000	
部活動の運営サポート事業収益	2,450,000	
大学スポーツに関するイベント事業収益	3,500,000	
5 その他の収益		0
受取利息		
経常収益計		1,178,530,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		1,000,000
給料手当	1,000,000	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		10,844,000
会議費	50,000	
旅費交通費	50,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
制作費	537,500	
支払報酬	907,500	
地代家賃(シェアハウス)	7,049,000	
施設利用料	2,000,000	
広告宣伝費	250,000	
事業費計		11,844,000
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		484,000
消耗品費	0	
水道光熱費	0	
通信運搬費	144,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	100,000	
減価償却費	0	
支払報酬	240,000	
管理費計		484,000
経常費用計		12,328,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		1,166,202,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	0
過年度損益修正益	0	0
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損		0
災害損失		0
過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		1,166,202,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		(235,500)
次期繰越正味財産額③-④+⑤		1,165,896,500

特定非営利活動法人ユニサカ設立趣旨書

1. 趣旨

2017年に設立したユニサカは「自分たちが大学サッカーを変えていく」をフィロソフィーに大学サッカーの振興と発展の為に活動しています。初期は早慶クラシコ(早慶大学サッカー定期戦)のプロモーション活動など大学サッカーの発展に経済的側面から支援を行う活動を実施してきましたが、その後スポーツ庁主催のUNIVAS設立に向けた学産官連携協議会への参加や国際的人権保護団体 Human Right Watch との活動などを進めるにあたり、より包括的な大学サッカー、大学スポーツの問題を認知しました。

多くの日本の学生アスリートが体験する体罰、洗脳のような偏った勝利至上主義、未だに蔓延る性差別や性暴力など多くの問題に直面する中で学生を中心に活動する弊団体が現場の声を集約し、社会に届けること、そしてそれを実現する活動を起こすことに意義と効果があると信じています。

もちろん大学サッカー・大学スポーツ界の問題は上記の人権問題だけでなく、経済的な基盤や閉鎖的な組織体制にも及びます。経済的自立、体罰などの人権問題、Gender Equality、大学生アスリートの自立など我々の認識する課題は複雑に絡み合っており、UNIVAS(官)でも各大学(学)でもない第三者が果たす役割は大きいと考えています。

しかし同時に社会的に意義のある活動では資金調達に限界があり、継続的な活動のための資金不足に直面しています。継続的安定的な組織体制を確立することでより広範かつ効果的な社会貢献をすることができると考えています。

また特定非営利活動法人になった暁には、定期的な総会の実施や、法令等で定められた書類の作成・提出、一般市民への情報公開などを適切に行うことで、社会的信用を得、健全な法人運営が実現できると考えます。我々は、大学スポーツに関わる学生が主体となって活動することで、次世代社会の先駆者が育つ環境を作り出し、スポーツを通じて人々に夢や希望、そして心の豊かさを届けることを目指します。

2. 申請に至るまでの経過

2017年6月13日 一般社団法人ユニサカ設立
2021年1月 特定非営利活動法人化検討開始
2021年10月10日 発起人会開催
2021年11月29日 設立総会開催

令和3年11月30日

特定非営利活動法人ユニサカ

設立代表者氏名 渡邊 夏彦